



US Topics

March 5, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

PwCが金融商品に関する期中開示を求めるFASB案を支持
SEC職員が小規模報告企業の登録申請書に関してよく出されるコメント集を公表
SECが証券法による提出書類に関する解釈指針を公表
ASBが監査サンプリングに関する再起草されたSASへのフィードバックを募集
PCAOBが改訂された監査業務品質レビューに関する公開草案へのコメントを募集
FASB関連記事

■ PwCが金融商品に関する期中開示を求めるFASB案を支持

今週、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は米国財務会計基準審議会(FASB)に対してFASB職員意見書草案 No. FAS 107-b and APB 28-a「金融商品の公正価値に関する期中開示」(以下、FSP) についてのコメントを提出しました。FASBに送ったコメント・レターの中で、PwCは、金融商品の公正価値開示を期中財務諸表まで広げようとするFASBの提案に対して、金融商品の公正価値に関する透明性向上に対するニーズに言及することで全面的に支持を表明しています。FASBがこのFSPの最終化を進めるに当たり、PwCはFASBが検討すべき以下のようないくつかの提言および見解を提供しています。

- FAS 107における実務的実行可能性による適用除外規定を期中ベースでどのように評価すべきかを明確化すること。
- 期中ベースでの金融商品の公正価値の見積りに使用した手法および重要な前提条件についての詳細な開示が必要かどうか、特に過年度財務諸表から見積の算定方法に重要な変更がない場合について、再検討すること。
- 提案されている適用日(すなわち、2009年3月15日より後に終了する期中報告期間)までの期間に公正価値開示をしなければならない場合に、企業が直面する潜在的な事業運営上の問題を検討すること。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、PwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7PS3NN&SecNavCode=ASPP-4MMPPBF&ContentType=Content>

■ SEC職員が小規模報告企業の登録申請書に関してよく出されるコメント集を公表

米国証券取引委員会(SEC)の企業財務部門は、初回の登録申請書を作成する小規模報告企業を支援することを目的とした文書をウェブサイトに掲載しました。この文書は、SEC職員が初回の登録申請書のレビューに関して小規模報告企業に送付したコメント・レターによく見られるコメントの要約を提供しています。リスク・ファクター、MD&A、Regulation S-K および Regulation S-X の適用等、小規模報告企業が多くの場合SECの規則および規制を十分には遵守していない多数の領域が含まれています。

▼ この文書の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/cfsmallcompanyregistration.htm>

■ SECが証券法による提出書類に関する解釈指針を公表

SECの企業財務部門は、証券法による提出書類、特にForm S-3 を巡る多数の質問に回答した、新しいコンプライアンスおよび開示解釈文書(C&DI)を公表しました。このC&DIは、初出が過去の出版物であったSEC職員の解釈指針をまとめたものであり、それに追加およびアップデートされた解釈を加えています。

▼ このCD&Iの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/safinterp.htm>

■ ASBが監査サンプリングに関する再起草されたSASへのフィードバックを募集

会計基準審議会(ASB)では、最近公表された、「監査サンプリング」と題する再起草された監査基準(SAS)案に対するコメントを募集しています。この基準案は、SASの明確化と国際監査基準とのコンバージェンスを図るASBの継続的プロジェクトの一環として作成され、既存のSAS 39「監査サンプリング」を大幅に変更したり拡張したりするものではありません。むしろ、再起草されたSASは、ASBの明瞭性を確保するための作成規約が適用され、より原則ベースのアプローチを強調するために内容を再編成したものとなっています。

現在、ASBは再起草されたすべてのSASを2011年以降に適用とすることを予定しています。再起草された監査サンプリング基準へのコメント募集は5月29日までです。

▼ 再起草されたSASは以下のアメリカ公認会計士協会(AICPA)ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Audit+Sampling+Redrafted.htm>

■ PCAOBが改訂された監査業務品質レビューに関する公開草案へのコメントを募集

公開企業会計監視委員会(PCAOB)は、監査業務品質レビュー(EQR)に関する監査基準案の改定版に対するパブリック・コメントの募集を公表しました。PCAOBがEQRに関する基準案を最初に公表したのは2008年2月でした。それ以降、PCAOBは寄せられたコメントや再審議に基づいて当初の基準案に幅広い変更を加え、現在は改定されたEQR基準案へのコメントを募集しています。変更内容として、以下のような事項があります。

- 基準に全般的な目的を盛り込んだ
- 基準の適用を監査および期中レビューに限定し、各業務のタイプに併せて個別の要件を設定した
- レビューが社内で実施される場合にはレビューアはパートナーでなければならないとするなど、レビューアに必要とされる資格をより精緻なものとした
- コンカリング・レビューの承認に「職業専門家として正当な注意」に関する基準を反映するという要件を改定した

改定された公開草案へのコメント提出は4月20日まで。

▼ この公開草案に関する詳細および公開草案の全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaobus.org/News_and_Events/News/2009/03-04.aspx

■ FASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- FAS 107 および APB 28 – 金融商品の公正価値に関する期中開示
http://www.fasb.org/project/interim_disclosures_about_fair_value_of_financial_instruments.shtml
- FAS 133 適用上の問題 C22 - 組込みクレジット・デリバティブの適用除外
http://www.fasb.org/project/embedded_credit_derivative.shtml
- 保険契約
http://www.fasb.org/project/insurance_contracts.shtml
- 特定の偶発損失の開示
http://www.fasb.org/project/accounting_for_contingencies.shtml
- 収益認識
http://www.fasb.org/project/revenue_recognition.shtml

会議の概要: 3月4日のFASB会議において、(1) FAS 140: 金融資産の譲渡、(2) FAS 133の適用上の課題: 組込みクレジット・デリバティブの適用除外についての議論が行われました。会議の概要については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/action/sbd030409.shtml>

次回の公開会議: 来週は会議開催の予定はありません。次回のFASB会議は3月17日に予定されています。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.